

アウグスチノ修道参事会律院 シッフエンベルクの創設事情について

Zur Gründung des Augstinerchorherren-Stift Schiffenberg.

ISAO TAIRA
平 伊佐雄

【要 約】

シッフエンベルク律院は、トリーア大司教区内に設立されたアウグスチノ修道参事会の修道院の一つである。当院の創設は、トリーア大司教区の修道院改革と無関係ではなく、そもそも、修道院改革そのものがトリーア大司教による大司教領統治政策に寄与する形をもっていたから、トリーア大司教区としては東端に位置しているシッフエンベルクの地も、律院創設にあたりその例外とはならなかったと考えられる。

しかし、当地は11世紀までにライン宮中伯、ルクセンブルク伯が権利を有しており、両者からもそれほど注視されなかった様子はあるものの、シッフエンベルクの領地の寄進については、少なからず大司教と俗人領主たちとの間の微妙な政治関係が介在していたはずである。しかも、シッフエンベルク律院が立地するギーセンの地域が、トリーア大司教区に属するのか、マインツ大司教区に属するかという複雑な事情もあった。それでもこれらの事情は、トリーア大司教の側からシッフエンベルク律院の創設背景を追跡してゆくと、ある程度は明らかにすることができる。本稿では、シッフエンベルク律院の創設に関して、トリーア大司教がどのように関わりを持っていたのかを概観してみたい。

【キーワード】

アウグスチノ会， トリーア大司教， ルクセンブルク伯， 修道院史

アウグスチノ修道参事会律院 シッフエンベルクの創設事情について

平 伊佐雄

はじめに

シッフエンベルク律院は、ラーン河畔の都市ギーセンからおよそ4キロほど南東、小さな山の頂に建立されたアウグスチノ修道参事会の修道院である¹。その創設者は、ルクセンブルク伯コンラート1世の妻、後にはゲルデルン伯ゲルハルトの妻となるクレメンティアであり、律院の設立年は、クレメンティアの寄進について伝える文書、トリーア大司教によるシッフエンベルクの教会の聖別に関して記録された文書によって、1129年と考えられてきた²。しかし、クレメンティアがシッフエンベルクの地を寄進したことを伝える1129年6月17

¹ アウグスティヌス戒律に基づいて修道生活を行う聖職者の共同団体（11世紀以降創設、アウグスチノ隠修士会とは区別する。）を指す。本稿で取り上げるシッフエンベルク律院は、アウグスティノ修道参事会律院（修道院）と訳した。アウグスチヌス律修聖堂参事会律院（修道院）、アウグスティヌス派聖堂参事会律院（修道院）、アウグスチノ修道祭式者会律院（修道院）と訳される場合も見受けられる。当会についての概観については、さしあたり、以下の文献を参照。P.ディンツェルバッハー、朝倉文市監訳『修道院文化史事典』八坂書房 2008年 189-210頁

² 1129年の文書は4通が確認されている。H.Beyer, L.Eltester, A.Goerz, Urkundenbuch zur Geschichte der jetzt die preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden Mittelrheinischen Territorien (以下, MRUB と略記), 1 (1860), 2(1865), 3(1874), Koblenz. I, Nr.464,466.と A.Wyss, Hessisches Urkundenbuch. Erste Abtheilung. Urkundenbuch der Deutschordens-Ballei Hessen, Dritter Band von 1360 bis 1399. Publicationen aus den K. Preussischen Staatsarchiven. 73 (以下, HUB, 3と略記), Leipzig. 1897. Nr.1328,1329.である。

日の記録に関しては、トリーア大司教によるある種の事情が働いていたと考えられ、オイラーの研究によって、少なくともシッフエンベルク律院創設に伴う当地の寄進は、1129年ではなく、1103年から1105年の間になされたものと推定された³。

シッフエンベルクの山は、もともとは石器時代の遺物が出土するほど歴史の深い場所であり⁴、中世には7世紀に山頂の防御施設（城砦？）の存在と8世紀の後半にはその名称が確認されている⁵。そして、9世紀には“裁判官の山”と称されるようになった⁶。1129年の件の寄付行為文書には、シッフエンベルク（Schiffenberg）は、“Schiffenburg”，“Skephenburc”と記載されている。ただ、11世紀には、裁判官の居所が他の場所に移り、1100年頃には、城砦はもはや必要とされなくなったため、律院の創設には適切な地となったと考えられている⁷。それでも、当地がルクセンブルク伯の手中に入り、その後、ルクセンブルク家とトリーア大司教との間で修道院フォークトをめぐる確執が起こる中であっては、トリーア大司教区でも極東にあたり、それほど注視されていない当地に関しても、ルクセンブルク伯、さらにライン宮中伯との関係から、シッフエンベルク律院の創設はトリーア大司教による修道院政策に少なからず影響を与えていたと思われるのである⁸。

本稿はこのような事情をもつシッフエンベルクの地と律院について、オイラー、カミンスキーの研究を参考に整理しつつ、トリーア大司教による大司教領

³ K.F. Euler, Neue Studien zur Stiftung der Kirche auf dem Schiffenberg, in : Mitteilungen des Oberhessischen Geschichtsvereins (以下, MOHG と略記), NF, 62. 1977.; Ders., Das Augstinerchorherren-Stift auf dem Schiffenberg, S.16f. in : Der Schiffenberg. Die Geschichte eines Bergs Seine Siedlungen und seine Kirche, Gießen, 1979.

⁴ M. Blechschmidt, Zur Vor- und Frühgeschichte des Schiffenbergs, S.7-12. in : Der Schiffenberg. Die Geschichte eines Bergs Seine Siedlungen und seine Kirche, Gießen, 1979.

⁵ K.Glöckner, Das Haus Konrads I. in Gießen und im Lahntal, in: MOHG, NF.38. 1942.

⁶ <Skephenburc>, 中部低地ドイツ語では, Skephen, Schepen, Schiffen は, Schöffen (裁判官・陪審員) を意味する.; K.F. Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.13f.

⁷ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.13.

⁸ ギーセン近郊の地は, トリーア大司教区に属しているものであるのか, マインツ大司教区に属しているのかについても問題となる. この点はさらに検証が必要である.

内の統治に関する動きを当院創設の背景から読み取ろうとする小さな試みである。

2. シッフエンベルク律院の創設事情

2.1 シッフエンベルク周辺の地所

シッフエンベルクの地は、グライベルク伯ヘリベルトの娘イルムトルード⁹がモーゼル伯（ルクセンブルク伯）のフリードリヒと結婚した際に、婚姻所領としてシッフエンベルクを含む地所を持参したことから、ルクセンブルク家の領地となったものであり、もとは国王コンラート1世（911-918）の遺産がレーエンの所領としてヘリベルトにもたらされていたものである。1103年にグライベルク城は共同国王たるハイニリヒ5世によって破壊されるものの、その後当地はコンラートの寡婦たるクレメンティアが自由にできる土地となっていたと思われる⁹。

シッフエンベルクのふもとは、ヴィセッカーヴァルト（Wieseckewald）と呼ばれる大きな森林地帯があり、シッフエンベルクもその森の中に存在していた¹⁰。この森は、10世紀から12世紀の間に南から、そして東から開墾され、開墾村落には礼拝所が設けられた。また、シッフエンベルクの領域には、グローセンリンデン（Großen-Linden）の教会なども存在して、それらの教会はそれぞれ母教会に貢租を納めていたと考えられる¹¹。そのような環境の中で、クレメンティアがシッフエンベルクに土地と教会を寄進することになれば、当該関係者は、心然的に従来の教会、また十分の一税権者との権利関係を調整しなければならなくなったはずである。

⁹ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.13. この所領の規模は知られていないが、シッフエンベルクは、裁判官の城塞、周辺の土地とともにそこに属していた。尚、クレメンティアはアキテーヌ公の公女であり、ルクセンブルク家に嫁いできた。

¹⁰ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.13f. その森は北はラーン川から南はローマの国境であるリーメスに達していた。今日のシッフエンベルクの森は、この領域のほんの小さな残りである。K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.14.

¹¹ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.14.

2.2 クレメンティアの寄進とシッフエンベルク教会の聖別

シッフエンベルク律院の創設に関しては、先に述べたように、シッフエンベルクの領地をクレメンティアが寄進したことが、トリーア大司教メギナー（メギンハー）によって1129年の6月17日付けで記録されているのだが¹²、オイラーによって、このクレメンティアの寄進は、1103年から1105年の間になされたものであると推定された¹³。その理由は、まず、クレメンティアの2人目の夫であるゲルデルン（Geldern）のゲルハルトは、1118年の4月以前に亡くなっていること。次に、ルクセンブルク家は、1世紀以上敵対してきたトリーア大司教に対して、彼に領地の一端でも寄進はしないであろうこと。さらに、記録には、この寄進はクレメンティアの息子であり当時のルクセンブルク伯であるヴィルヘルムと娘のエルメジンデが、この母の寄進に賛同していると記されていることである¹⁴、これらのことからオイラーは、クレメンティアの寄進は、1098年にルクセンブルクの平和が合意され、エルメジンデがまだナミュール伯のゴットフリートと再婚する以前¹⁵、そして、クレメンティアが寡婦となった後、ゲルデルンのゲルハルトと再婚した1103年から1105年の間に行われたと結論付けたのである¹⁶。

大司教メギナーは、1129年の6月17日に、既に存在していたクレメンティアの古い創設文書をもって、新たに知らせることにしたとするのである。

¹² HUB, 3, Nr.1328. この文書は、後のトリーア大司教バルドウィン（1307-1354）によって編纂された証書集の中に短い文章で挿入されているもので、メギナーのオリジナルの文書は他に現存していたとも考えられている。K.F.Euler, *Clementia. Gräfin von Gleiberg und Stifterin des Schiffenbergs*. Giessen. 1978. S.17. しかし、バルドウィンの証書集の存在そのものが、バルドウィンによる大司教領国形成の目論見を垣間見させるものである。なお、シッフエンベルク律院の証書類は偽書も多く、12世紀の文書17通のうち、6通が捏造、5通が真正、残りは14世紀までに作成された偽書であるとされている。K.F. Euler, *Der Giessener Hausberg. Aufsätze zur Vorgeschichte und Geschichte des Augstinerchorherrenstiftes Schiffenberg*, Giessen 1985. S.45f.

¹³ K.F. Euler, *Neue Studien*, S.43f. ;K.F.Euler, *Das Augstinerchorherren-Stift*, S.14.

¹⁴ <consensu filii sui comitis Willehelmi et filie Irmesindis> HUB, 3, Nr.1328.

¹⁵ エルメジンデの初婚は、モハ・ダスブルクのアルベルト伯、あるいは、ロングウィ伯である。1098年に伯は亡くなっている。K.F.Euler, *Clementia*, S.16, 24f.

¹⁶ K.F.Euler, *Das Augstinerchorherren-Stift*, S.15f.

一方、カミンスキーは、オイラーの研究に対して、クレメンティアのゲルハルトとの婚姻を単に名義上の事柄として理解せず¹⁷、クレメンティアのシッフェンベルク律院の創設も高齢に達したクレメンティアが終期に至って、魂の救済のために、そして、1127年のトリーア大司教と息子であるルクセンブルク伯ヴィルヘルムとの争いに際して、両者の和解と平和を願って行ったものと見ている¹⁸。よってカミンスキーは、シッフェンベルクの寄進は、1127年以降、つまり、トリーア大司教の記録の日付と事実にはそれほど隔たりを見出さないことになる。

寄付行為文書を素直に見る限り、カミンスキーの見解は妥当と思われる。しかし、何れの場合でもトリーア大司教のシッフェンベルク律院への関与は認められることであり、本稿では、寄進の日時に関する問題に関しては深く立ち入らない。クレメンティアは、コンラートの寡婦の座としてグライベルクと当城塞に属する所領を保有し、その一部たるシッフェンベルクといくつかの領地をトリーア大司教区の一律院たるシッフェンベルクの創設のために譲渡したことに変わりはないからである¹⁹。

メギナーによるシッフェンベルク律院創設に関するもう一つの文書は、1129年にシッフェンベルクの教会を聖別した事が記されているものである²⁰。オイラーは、大司教のメギナーがシッフェンベルクの教会を聖別できたのは、1129年の7月の終わりであったとしている。大司教は7月27日の日曜日あるいは28日の月曜日にトリーアから旅立ち、7月29日の火曜日あるいは30日の水曜日にシッフェンベルクの教会を聖別して、その後、8月1日の木曜日にはアンダーナハ (Andernach) の教会を聖別したことになる。アンダーナハの教会は、彼がスプリングエルスバッハの律院長リヒャルトに寄進したものである。そして、大司教は、8月3日土曜日にスルピキウス礼拝堂を聖別するために、再び

¹⁷ H.H.Kaminsky, Gräfin Clementia, Gründerin des Stiftes Schiffenberg, in: Festschrift 75 Jahre Heimatvereinigung Schiffenberg. Gießen 2004. S.19., Anm.44.

¹⁸ H.H.Kaminsky, Gräfin Clementia, S.23.

¹⁹ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.15.

²⁰ <quatenus ecclesiam in ipso monte a nobis deo et sancte Marie> HUB. 3, Nr.1329.

トリーアに戻って来たと考え²¹。とにもかくにも、7月下旬に行われたシッフエンベルクの教会の聖別によってクレメンティアの寄進は、現実化したのであり、シッフエンベルクの修道参事会律院が成立したとするのである。

ところで、これらの事情を示す2通の文書には共通してシッフエンベルクの旧城砦の他に所領が寄進されていることを示す文言がある。寄進文書の方は、17マンスの土地と十分の一税、その他の権利、同様にコンラートスローデ(Konradsrode)の2箇所におけるそれら²²。聖別文書の方には、周辺の開墾地である20マンスの所領、建築・燃焼用立木の伐採のため、そして家畜放牧のための用益権。コンラートスローデ村の2マンス、開墾地十分の一税の寄進である²³。実は、これらの所領の寄進は、ライン宮中伯との法的な関係を避けて行うことはできないものであった。ライン宮中伯であったハインリヒは、ヴィセッカーの森に関するルクセンブルク家の一人として持分を持っており²⁴、ライン宮中女伯たるゲルトルートは、ヴィセッカーヴァルトの四分の一の権利を取得していたのである²⁵。したがって、十分の一税の取得の権利に関しては、ライン宮中女伯ゲルトルートの同意が必要となったのである。

²¹ K.F.Euler, Die politische Bedeutung der Weihe der Schiffenberger Kirche(1129). Mitteilungen des oberhessischen Geschichtsvereins in Gießen. 64. 1979.

²² <cum xvii nominatis mansis in decimatione et omni integritate, quorum duo siti sunt in Cunradesrod,> HUB. 3, Nr.1328.

²³ <terram novalium circumiacentium ad xx mansos vel amplius, cum fontibus inde manantibus et cum omni usu lignorum excidendorum ad edificandum et comburendum, cum pascuis animalium et quibusdem pratis> HUB. 3, Nr.1329.

²⁴ ライン宮中伯ハインリヒは、マリア・ラーハ修道院の創設者であり、ヴィセッカーの森に関する生粋のルクセンブルク家の一員として持分を持っていた。彼は、三回目の婚姻で、マイセンの辺境伯の娘アーデルハイドと結婚していた。彼には後継者がいなかったため、バレンシュタット家のアルブレヒトとの婚姻によったアーデルハイドの息子、ジークフリートを養子にして、彼を後継者に据えた。ジークフリートが1113年に戦死したため、その妻であるゲルトルート、つまり、フェッテンの伯ハインリヒの娘は、寡婦の土地としてこの持分を受け取るようになったのである。この持分が、一理念上であり、無特定で無区画の持分であるが一問題となった。それ故ファルツ女伯のゲルトルートがクレメンティアの寄進に関して同意をしなければならなかったのである。K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.17.

2.3 トリーア大司教メギナーとシッフエンベルク律院

トリーアの司教メギナー（1127-1130）は、クレメンティアの寄進の拡張に着手した。これには特別な理由があった。何よりも彼は、クレメンティアの息子であるルクセンブルクの伯ヴィルヘルムから身を守らねばならなかったのである。この人物は、ボンボーゲン（Bomboge）の丘に城塞を建設した²⁶。この地は、トリーアにとって重要なコブレンツに至る街道を遮断することを可能にしたからである²⁷。幸いにして、1127年の9月にメギナーは、この城塞を制圧することに成功し、伯ヴィルヘルムに講和を強いることが出来た。メギナーがルクセンブルク家に提示した条件は、クレメンティアによるシッフエンベルクの寄進についての実質的拡大であったと考えられている²⁸。同時に大司教は、アウグスチノ修道参事会律院スプリングエルスバッハ（Springiersbach）の律院長リヒャルトとの関係も改善する必要に迫られており、意見の相違を一時的にでも解消しなければならなくなった。それゆえ、大司教は、この修道院長にアンダーナッハ近隣の古い教会を所領付でアウグスチノ修道参事会女子律院の建設のために寄進したのである²⁹。それは、メギナーが院長リヒャルトに、シッフエンベルク律院創設を目的として、修道参事会員をスプリングエルスバッハ律院から派遣してもらえるよう要請するためでもあった。しかしながら大司教メギナーは、彼の政策実行の過程で律院との確執を招き、助言と助力を手に入れるため、ローマに赴かねばならなくなった³⁰。そこで、1129年の9月、メギナーはローマへの旅程についたのだが、彼はパルマまでしか行くことができず、対立国王のシュワーベンのコンラートの兵士たちによって捕らえられ、

²⁵ <...palatine comitisse Gertrudis, ad quam pertinet quarta pars prenominate silve.> HUB, 3. Nr.1329.

²⁶ アイフェルのヴィットリッヒ近郊にある。

²⁷ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.16.

²⁸ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.16f.既に述べたようにカミンスキーは、この大司教側の勝利に対して、トリーア大司教とルクセンブルク伯との和解を願ってシッフエンベルク律院の創設を行ったと見ている。H.H.Kaminsky, Gräfin Clementia, S.24.

²⁹ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.17.

³⁰ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.17.

幽閉されてしまうのであった。そして、彼は、1130年の10月にパルマの監獄にて生涯を閉じたのである³¹。

3. トリーア大司教アルベロの時代とシッフエンベルク律院

メギナーの死は、その後のトリーア大司教領とルクセンブルク伯、ライン宮中伯との関係を再び元の軌に戻す結果となったと思われるが、それでも、トリーア大司教による大司教領域の掌握にかかわる試みは、中断されることは無かった。大司教区内の新しい修道院の設立は、これらトリーア大司教たちの目論見と無関係ではなかったからである。修道院フォークトの問題は、まさにこの点を示唆している³²。1131年、メギナー大司教の後継者としてトリーアの大司教にモンリュイユのアルベロが選出された。しかし、彼の選出はそう簡単ではなかった。ライン宮中伯、つまりバレンスタットのヴィルヘルムが、メス(Metz)の首席助祭のアルベロではなく、他の候補者を擁立しようと試みていたのである³³。結局、アルベロは大司教に選出されたのだが、トリーアのミニステリアーレンたちやルクセンブルク伯との関係悪化の中で大司教区の舵取りを行わねばならなかった。

この大司教アルベロがシッフエンベルク律院と関わるのは、シッフエンベルクの教会の聖別後10年の後のことである。1139年の6月11日にアルベロは、シッフエンベルクにおけるクレメンティアとメギナーによる律院の創設を確認した³⁴。クレメンティアによる律院創設と1129年の大司教メギナーによる聖別に関しては、大司教アルベロが引き起こした、確認証書を再び交付すべき政治的な情勢があったのである³⁵。しかも、1138年に至り、大司教アルベロは、よう

³¹ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.18.

³² 拙稿「シトー会修道院のフォークトについて」『経済学季報』第57巻3・4号 2008年、を参照。

³³ O.Engels, Die Kirchenreform im Erzbistum Trier, in: S.Weinfurter (hg.), Reformidee und Reformpolitik im Spätsalisch Frühstauischen Reich, Mainz 1992. S.87f.

³⁴ HUB, 3. Nr.1330.; MRUB, I. Nr.512.

³⁵ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.18.

やく都市トリーアにある程度の落ち着きを取り戻させていたのだが、前任者であった大司教メギナーの下で起こったスプリングエルスバッハ律院とトリーア大司教との潜在的な係争が、1139年にリヒャルト院長による教皇への請願によって再び生起しつつあった。院長リヒャルトは、大司教の措置を危惧し、修族設立の教皇確認を通じて、修道院改革中心地としての彼の律院の地位を維持することを求めていたのである³⁶。しかし、インノケンティウス2世は、宮中伯の世襲フォークトを承認せず、大司教をスプリングエルスバッハの唯一のフォークトと認めることを要請し³⁷、大司教アルベロはそれを完全に利用することにしたのである。

1139年には、ルクセンブルクのトリーア大司教区に対する敵対関係も再起した。これは、皇帝ロタール3世が、帝国大修道院であるトリーアのザンクト・マクシミン修道院を大司教アルベロに寄進したことに起因するものである。それに対して従来から修道院の上級フォークトを持っていたルクセンブルクの伯が、すぐに異議を唱えた。当時のルクセンブルク伯は、クレメンティアの孫であるナミュール伯のハインリヒである。そして、ハインリヒはこともあろうにその異議を軍事的な手法を持って認めさせようと試みたのであった。

トリーア大司教とルクセンブルク伯との対立関係が再燃している中で、トリーア大司教区でも東端に位置するシッフエンベルクに関しては、そもそも当該関係地がトリーアあるいはマインツ大司教区に属するかどうかの問題がはっきりしていないこともあり、シッフエンベルク律院が要求した所領確認証書に大司教間あるいは聖俗間の事情が映し出されているのかを判断するのは、なかなか困難でもある。それでも、大司教アルベロの文書の存在は、シッフエンベルク律院がトリーア大司教との関係を深めていたことを推察させる³⁸。

トリーア大司教アルベロは、フォークト権を利用して領域の統治を考えていたのであろう。フォークト支配の行使は、それぞれの自家所領とは結びついてはいないから、フォークトは、その支配の影響を境界を越えて多方面に拡大で

³⁶ MRUB, I. Nr.507.

³⁷ O.Engels, Die Kirchenreform, S.93.

³⁸ K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.18.

きた。トリーアからライン川の間には散在している修道院のフォークトであることは、そのフォークト権者に政治的・経済的な影響力を獲得させることになる³⁹。これらのフォークト権を大司教のアルベロが手中に入れることで、ミニステリアーレンの力をそぐことを目論でいたと思われる。アルベロは、シュタウフェン家によって、宮中伯の相続構想を阻止することを望んでいた。そして、事実、宮中伯ヴィルヘルムが1140年に亡くなったとき、アルベロの助力によって国王に就いたコンラート3世がバーベンベルク家のハインリヒ・ヤスモリゴットを宮中伯に立てたのである⁴⁰。

1148年の初めに教皇エウゲニウス3世(1145-1153)は、トリーアに滞在していた。一方でシッフエンベルク律院はこの機会に、教皇から証書を獲得することにしたのだろう。この証書は、教皇がシッフエンベルクの教会をトリーア教会の保護の下に受け入れ、そして教会の所領を確認するものであったからである⁴¹。

まとめ

結果から見て、トリーア大司教メギナーによってはかられたトリーア大司教領区内の修道院を利用する領地政策は、アルベロの時代に成功裏には行かずとも、形を整えることができたと思われる。バレンステットのライン宮中伯の家系は、スプリングエルスバッハの保護者たちの中心的な役割を持っていたはずであったが、シッフエンベルク律院が創設される1130年ころから、その姿を消すようになった。特に宮中伯ヴィルヘルム以来、それはいっそう顕著になるとされる。その意味では、諸伯とパワーバランスを変化させるきっかけとして

³⁹ O.Engels, Die Kirchenreform, S.92.

⁴⁰ O.Engels, Die Kirchenreform, S.92.

⁴¹ HUB, 3. Nr.1335. オイラーは、この証書はシッフエンベルクの教会の初期の歴史にとって特別な価値を持つとみている。証書は司教座聖堂主席司祭ヴェツェリンとその兄弟宛であるのだが、この司教座聖堂主席司祭(修道院長)ヴェツェリンこそ、その名前が解るシッフエンベルクの最初の主席司祭であった。K.F.Euler, Das Augstinerchorherren-Stift, S.18f.

トリーア大司教区の東部境界にあるシッフエンベルク律院の創設も影響をもっていたと考えてもさしつかえはないだろう⁴²。律院の設立年がオイラーの想定するとおりであれば、トリーア大司教による領地政策は、早くから新規設立修道院をかなり巻き込んで利用していたと考えられ、そうでなかったとしても、大司教アルペロの動きを追う限りでは、トリーア大司教区の修道院改革とシッフエンベルク律院を含む新修道院創設は、トリーア大司教領の統治政策と無関係ではなかったことがわかるだろう。

⁴² O.Engels, Die Kirchenreform, S.94.